

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年12月27日
【事業年度】	第15期中（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）
【発行者名】	グローバルリンクアドバイザーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 戸松信博
【主たる事務所の所在の場所】	大阪市北区神山町8番1号
【事務連絡者氏名】	グローバルリンクアドバイザーズ株式会社 斯波 要佑
【電話番号】	06（6131）3353
【縦覧に供する場所】	本社内

（注）本書に関連する用語は、「1 組合等の概況」の末尾に記載しています。

1 【組合等の概況】

（１）【主要な経営指標等の推移】

1）連結経営指標等

回次	第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
決算年月	令和2年9月30日	令和3年9月30日	令和4年9月30日	令和3年3月31日	令和4年3月31日
営業収益	—円	—円	—円	35,855,018円	—円
経常利益 (▲損失)	▲2,525,927円	▲3,679,691円	19,626,393円	28,286,436円	▲7,914,138円
中間（当期）純利益 (▲純損失)	▲2,525,927円	▲3,679,691円	19,626,393円	28,286,436円	▲7,914,138円
出資持分総額	1,190,100,000円	981,600,000円	981,600,000円	1,190,100,000円	981,600,000円
発行済出資 持分の総数	11,901口	9,816口	9,816口	11,901口	9,816口
純資産額	225,481,453円	336,843,598円	307,862,092円	330,921,131円	373,187,845円
総資産額	228,130,552円	340,376,135円	316,748,102円	336,415,820円	379,135,375円
1口当たり 純資産額	18,946円	34,316円	31,363円	27,806円	38,018円
1口当たり 中間（当期）純利益 (▲純損失)	▲212円	▲375円	1,999円	2,377円	▲806円
自己資本比率（注2）	98.8%	98.9%	97.2%	98.4%	98.4%
自己資本利益率（注3）	▲1.3%	▲1.1%	5.8%	11.5%	▲2.2%

(注1) 金額の表示は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示し、比率の表示は、記載未満の桁数を切り捨てにより表示しております。

(注2) 自己資本比率＝期末純資産額／期末総資産額（小数点第2位四捨五入）

(注3) 自己資本利益率＝中間（当期）純利益／期中平均純資産額（期首期末の純資産額の平均）（小数点第2位四捨五入）

2）提出会社の経営指標等

回次	第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
決算年月	令和2年9月30日	令和3年9月30日	令和4年9月30日	令和3年3月31日	令和4年3月31日
営業収益	—円	—円	—円	—円	—円
経常利益 (▲損失)	▲1,706,039円	▲2,548,627円	▲2,329,347円	▲5,052,231円	▲5,697,524円

中間（当期）純利益（▲純損失）	▲1,706,039円	▲2,548,627円	▲2,329,347円	▲5,052,231円	▲5,697,524円
出資持分総額	1,190,100,000円	981,600,000円	981,600,000円	1,190,100,000円	981,600,000円
発行済出資持分の総数	11,901口	9,816口	9,816口	11,901口	9,816口
純資産額	806,498,647円	744,794,138円	739,315,894円	803,152,455円	741,645,241円
総資産額	808,204,686円	747,342,765円	747,342,765円	808,204,686円	747,342,765円
1口当たり純資産額	67,767円	75,876円	75,317円	67,486円	75,555円
1口当たり中間（当期）純利益（▲純損失）	▲143円	▲260円	▲237円	▲425円	▲580円
1口当たり分配金額	—円	—円	—円	—円	—円
自己資本比率（注2）	99.8%	99.6%	98.9%	99.4%	99.2%
自己資本利益比率（注3）	▲0.2%	▲0.3%	▲0.3%	▲0.6%	▲0.7%

（注1）金額の表示は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示し、比率の表示は、記載未満の桁数を切り捨てにより表示しております。

（注2）自己資本比率＝期末純資産額／期末総資産額（小数点以下第2位四捨五入）

（注3）自己資本利益率＝中間（当期）純利益又は中間（当期）純損失／期中平均純資産額（期首期末の純資産額の平均（小数点以下第2位四捨五入）

（２）【組合等の出資総額】

令和4年9月30日現在の組合等の出資総額、組合等が発行する出資持分総数及び発行済出資持分の総数は以下の通りです。

出資総額	9億8,160万円
本匿名組合等が発行する出資持分総数	9,816口
発行済出資持分の総数	9,816口

最近５年間における出資持分総額及び発行済み出資持分の増減は以下の通りです。

年月日	摘要	発行済出資持分総額 (口)		出資持分総額 (円)		備考
		増減	残高	増減	残高	
平成19年7月1日 (設立時)	匿名組合出資	57,425	57,425	5,725,500,000	5,742,500,000	(注1)
平成22年9月3日	匿名組合出資	▲516	56,909	▲51,600,000	5,690,900,000	(注2)
平成24年7月1日	匿名組合出資	▲13,657	43,252	▲1,365,700,000	4,325,200,000	(注3)
平成26年4月1日	匿名組合出資	▲14,313	28,939	▲1,431,300,000	2,893,900,000	(注3)
平成28年4月1日	匿名組合出資	▲9,087	19,852	▲908,700,000	1,985,200,000	(注3)
平成29年4月1日	匿名組合出資	▲3,737	16,115	▲373,700,000	1,611,500,000	(注3)
平成31年4月1日	匿名組合出資	▲4,214	11,901	▲421,400,000	1,190,100,000	(注3)
令和3年4月1日	匿名組合出資	▲2,085	9,816	▲208,500,000	981,600,000	(注3)

(注) 1口当たり発行価格100,000円にて、本匿名組合が成立しました。

(注2) 匿名組合員が破産等により、本匿名組合契約に基づき516口の匿名組合契約が終了しました。

(注3) 当ファンドの運用期間の満了により、本匿名組合契約に基づき合計47,093口の匿名組合契約が終了いたしました。

（３）【その他】

① 半期報告書提出前６月以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

② 契約又は規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

イ. 契約又は規約の変更

営業者は、グローバルリンクインベストメント第２ベトナム株プロジェクト株式会社からグローバルリンクアドバイザーズ株式会社と変更となり、当ファンドの匿名組合員との契約者がグローバルリンクアドバイザーズ株式会社となりました。

ロ. 事業譲渡又は事業譲受

グローバルリンクインベストメント第２ベトナム株プロジェクト株式会社は、合併により全ての権利義務を含み当ファンドの事業をグローバルリンクアドバイザーズ株式会社に譲渡しております。

ハ. 出資の状況その他の重要事項

投資先会社の株式は、本書の日付現在において、全て営業者が取得しています。

ニ. 営業者は、金融商品取引業 金融商品取引法に基づき、投資運用業、第２種金融商品取引業、投資助言・代理業の登録（近財（金商）第68号）を行っております。

③ 訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

本書に関連する用語

「営業者」とは、本匿名組合の営業者たるグローバルリンクアドバイザーズ株式会社（本店所在地：大阪市北区神山町8番1号）をいいます。

「事業報告書」とは、営業者が匿名組合員に対し本匿名組合の会計及び運営状況の報告を行うための書類をいいます。

「出資金」とは、本匿名組合契約に基づく出資金をいいます。

「出資割合」とは、各匿名組合員について、本匿名組合にかかる総出資口数に対する当該匿名組合員の出資口数の割合をいいます。

「投資先会社」とは、英領バージン諸島の法律に基づき設立され、登記上の住所をP.O.Box957, Offshore Incorporations Center, Road Town, Tortola British Virgin Islands. に有している。

「匿名組合」とは、商法第535条に基づく匿名組合契約をいいます。

「匿名組合員」とは、営業者と本匿名組合契約を締結した者をいいます。

「匿名組合財産」とは、本匿名組合の財産をいいます。

「販売取扱会社」とは、本匿名組合の本匿名組合契約への申し込みを営業者に取次ぎ、その他出資後の手続業務を行う会社グローバルリンクアドバイザーズ株式会社である

「本営業」とは、本匿名組合契約に基づき、営業者が遂行する本匿名組合契約第５条に定める事業をいいます。

「本件投資株式」とは、投資先会社が販売する同社の株式またはこれに類似するものをいいます。

「本匿名組合」とは、本匿名組合契約に基づいて組成される匿名組合をいいます。

「本匿名組合契約」とは、ベトナム株ノーロードファンド２投資事業匿名組合に関して締結される匿名組合契約をいいます。

「本匿名組合出資」とは、商法（明治32年法律第48号）第535条に規定される匿名組合契約である本匿名組合契約に基づく出資をいいます。

「本匿名組合投資基準書」とは、営業者の取締役が策定する、資産運用の対象及び方針を定めたものをいいます。

2【組合等の運用状況】

（１）【投資状況】

本匿名組合の営業者であるグローバルリンクアドバイザーズ株式会社は、投資先会社であるASIAVANTAGE GLOBAL # 2 LIMITED（バージン諸島籍）の株式を100%所有しております。投資先会社ASIAVANTAGE GLOBAL # 2 LIMITEDは、主にベトナムの証券取引所に上場された株式及び上場予定前の未上場株式に投資します。

1.組合（連結ベース） （令和4年9月30日現在）

資産の種類	保有総額（円）	対総資産比率（％）
現金及び預金	54,779,146	17.29
その他	136,532	0.04
投資有価証券	261,832,424	82.66
資産合計	316,748,102	100

（令和4年9月30日現在）

	金額（円）	対総資産比率（％）
負債総額	8,886,010	2.80
純資産総額	307,862,092	97.19
資産総額	316,748,102	100

2.投資先会社の保有有価証券

投資先会社の事業年度末は毎年3月末日です。投資先会社の令和4年9月30日現在の有価証券の保有残高は以下のとおりです。

（令和4年9月30日現在）

	業種	数量	簿価（円）	評価額（円）	投資比率
上場株式					
CTG	金融業	208,340	19,666,835	29,386,479	11.22%
DHG	製造業	9,500	6,337,126	4,938,290	1.88%
EIVFVN30	ETF	619,082	42,606,962	74,976,371	28.63%
GAS	電気・ガス業	5,240	2,083,113	3,504,377	1.33%
HAG	農林業	2	288	161	0.00%
HNG	農林業	118,760	5,167,728	4,057,826	1.54%
HPG	製造業	307,585	12,456,935	39,644,954	15.14%
MBB	金融業	680,618	24,610,163	82,759,971	31.60%
VCB	金融業	30,875	5,587,012	13,740,576	5.24%
VFG	製造業	1	331	234	0.00%
VIC	不動産業	2,703	517,355	903,848	0.34%
VNM	製造業	16,149	8,632,746	7,098,569	2.71%
VPB	金融業	7,500	1,142,236	820,768	0.31%
計		2,006,355	128,808,830	261,832,424	100.00%

ドル／円レートは1ドル＝144.81円を、円／ベトナムドンは1円＝164.480ベトナムドンを採用いたしております。保有有価証券の投資比率は上場株式と未上場株式の評価額の合計金額に対する割合であります。

（２）【運用実績】

本匿名組合の総資産額、純資産額及び１口当たりの純資産額は以下の通りです。
なお、総資産額、純資産額及び１口当たりの純資産額を期中において算出していないため、各月末の推移は記載しておりません。

①【純資産等の推移】

単位（円）

期間	総資産額	純資産額	1口当たりの純資産額
第1期（平成20年6月30日）	3,693,025,110	3,645,460,868	63,482
第2期中（平成20年12月31日）	2,472,664,061	2,428,798,664	42,295
第2期（平成21年6月30日）	2,895,488,517	2,859,650,376	49,798
第3期中（平成21年12月31日）	3,639,545,124	3,574,132,614	62,240
第3期（平成22年6月30日）	3,394,293,500	3,350,859,130	58,351
第4期中（平成22年12月31日）	2,723,253,639	2,687,693,406	47,227
第4期（平成23年6月30日）	2,049,694,831	2,015,303,727	35,412
第5期中（平成23年12月31日）	1,120,611,872	1,109,078,499	19,488
第5期（平成24年6月30日）	1,585,969,652	1,558,530,212	27,386
第6期中（平成24年12月31日）	1,007,002,256	997,006,425	23,051
第6期（平成25年3月31日）	1,306,839,726	1,289,830,138	29,821
第7期中（平成25年9月30日）	1,147,041,307	1,136,529,532	26,276
第7期（平成26年3月31日）	1,589,671,875	1,562,560,648	36,126
第8期中（平成26年9月30日）	1,053,649,984	1,043,955,386	36,074
第8期（平成27年3月31日）	961,104,324	944,993,030	32,654
第9期中（平成27年9月30日）	729,185,558	722,043,075	24,950
第9期（平成28年3月31日）	458,106,502	449,563,578	15,534
第10期中（平成28年9月30日）	297,224,060	295,004,701	14,860
第10期（平成29年3月31日）	316,776,075	311,872,602	15,709
第11期中（平成29年9月30日）	292,850,933	289,998,408	17,995
第11期（平成30年3月31日）	393,044,923	386,903,512	24,008
第12期中（平成30年9月30日）	364,960,769	361,087,070	22,407
第12期（平成31年3月31日）	324,822,629	319,924,233	19,852
第13期中（令和1年9月30日）	235,238,530	232,585,886	19,543
第13期（令和2年3月31日）	163,546,824	161,087,473	13,536
第14期中（令和2年9月30日）	228,130,552	225,481,453	18,946
第14期（令和3年3月31日）	336,415,820	330,921,131	27,806
第15期中（令和3年9月30日）	340,376,135	336,843,598	34,316
第15期（令和4年3月31日）	379,135,375	373,187,845	38,018
第16期中（令和4年9月30日）	316,748,102	307,862,092	31,363

②【分配の推移】

単位（円）

事業年度	分配総額	1口当たりの分配の額
第1期	—	—
（平成19年7月1日～平成20年6月30日）		
第2期中	—	—
（平成20年7月1日～平成20年12月31日）		
第2期	—	—
（平成20年7月1日～平成21年6月30日）		
第3期中	—	—
（平成21年7月1日～平成21年12月31日）		
第3期	—	—
（平成21年7月1日～平成22年6月30日）		
第4期中	—	—
（平成22年7月1日～平成22年12月31日）		
第4期	—	—
（平成22年7月1日～平成23年6月30日）		
第5期中	—	—
（平成23年7月1日～平成23年12月31日）		
第5期	—	—
（平成23年7月1日～平成24年6月30日）		
第6期中	—	—
（平成24年7月1日～平成24年12月31日）		
第6期	—	—
（平成24年7月1日～平成25年3月31日）		
第7期中	—	—
（平成25年4月1日～平成25年9月30日）		
第7期	—	—
（平成25年4月1日～平成26年3月31日）		
第8期中	—	—
（平成26年4月1日～平成26年9月30日）		
第8期	—	—
（平成26年4月1日～平成27年3月31日）		
第9期中	—	—
（平成27年4月1日～平成27年9月30日）		
第9期	—	—
（平成27年4月1日～平成28年3月31日）		

第10期中	—	—
（平成28年4月1日～平成28年9月30日）		
第10期	—	—
（平成28年4月1日～平成29年3月31日）		
第11期中	—	—
（平成29年4月1日～平成29年9月30日）		
第11期	—	—
（平成29年4月1日～平成30年3月31日）		
第12期中	—	—
（平成30年4月1日～平成30年9月30日）		
第12期	—	—
（平成30年4月1日～平成31年3月31日）		
第13期中	—	—
（平成31年4月1日～令和1年9月30日）		
第13期	—	—
（平成31年4月1日～令和2年3月31日）		
第14期中	—	—
（令和2年4月1日～令和2年9月30日）		
第14期	—	—
（令和2年4月1日～令和3年3月31日）		
第15期中	—	—
（令和3年4月1日～令和3年9月30日）		
第15期	—	—
（令和3年4月1日～令和4年3月31日）		
第16期中	—	—
（令和4年4月1日～令和4年9月30日）		

③【自己資本利益率（収益率）の推移】（連結ベース）

事業年度	自己資本利益率（又は収益率）
第1期（平成19年7月1日～平成20年6月30日）	▲2.6%
第2期中（平成20年7月1日～平成20年12月31日）	▲1.6%
第2期（平成20年7月1日～平成21年6月30日）	▲14.4%
第3期中（平成21年7月1日～平成21年12月31日）	▲4.0%
第3期（平成21年7月1日～平成22年6月30日）	▲1.8%
第4期中（平成22年7月1日～平成22年12月31日）	▲1.4%
第4期（平成22年7月1日～平成23年6月30日）	▲3.0%
第5期中（平成23年7月1日～平成23年12月31日）	▲20.79%
第5期（平成23年7月1日～平成24年6月30日）	▲22.9%

第6期中（平成24年7月1日～平成24年12月31日）	▲10.5%
第6期（平成24年7月1日～平成25年3月31日）	▲10.9%
第7期中（平成25年4月1日～平成25年9月30日）	▲1.2%
第7期（平成25年4月1日～平成26年3月31日）	▲12.5%
第8期中（平成26年4月1日～平成26年9月30日）	▲1.1%
第8期（平成26年4月1日～平成27年3月31日）	▲2.2%
第9期中（平成27年4月1日～平成27年9月30日）	▲5.3%
第9期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）	▲115.3%
第10期中（平成28年4月1日～平成28年9月30日）	▲0.8%
第10期（平成28年4月1日～平成29年3月31日）	▲1.7%
第11期中（平成29年4月1日～平成29年9月30日）	2.9%
第11期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）	0.9%
第12期中（平成30年4月1日～平成30年9月30日）	▲1.0%
第12期（平成30年4月1日～平成31年3月31日）	3.5%
第13期中（平成31年4月1日～令和1年9月30日）	▲0.7%
第13期（平成31年4月1日～令和2年3月31日）	▲1.9%
第14期中（令和2年4月1日～令和2年9月30日）	▲1.3%
第14期（令和2年4月1日～令和3年3月31日）	11.5%
第15期中（令和3年4月1日～令和3年9月30日）	▲1.1%
第15期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）	▲2.2%
第16期中（令和4年4月1日～令和4年9月30日）	5.8%

（３）【販売及び払戻しの実績】

事業年度	販売数量	払戻数量
第1期	57,425口	—
（平成19年7月1日～平成20年6月30日）		
第2期中	—	—
（平成20年7月1日～平成20年12月31日）		
第2期	—	—
（平成20年7月1日～平成21年6月30日）		
第3期中	—	—
（平成21年7月1日～平成21年12月31日）		
第3期	—	—
（平成21年7月1日～平成22年6月30日）		
第4期中	—	(注1) 516口
（平成22年7月1日～平成22年12月31日）		
第4期	—	—
（平成22年7月1日～平成23年6月30日）		
第5期中	—	—
（平成23年7月1日～平成23年12月31日）		
第5期	—	—
（平成23年7月1日～平成24年6月30日）		
第6期中	—	(注2) 13,657口
（平成24年7月1日～平成24年12月31日）		
第6期	—	—
（平成24年7月1日～平成25年3月31日）		
第7期中	—	—
（平成25年4月1日～平成25年9月30日）		
第7期	—	—
（平成25年4月1日～平成26年3月31日）		
第8期中	—	(注2) 14,313口
（平成26年4月1日～平成26年9月30日）		
第8期	—	—
（平成26年4月1日～平成27年3月31日）		
第9期中	—	—
（平成27年4月1日～平成27年9月30日）		
第9期	—	—
（平成27年4月1日～平成28年3月31日）		

第10期中	—	(注2) 9,087口
(平成28年4月1日～平成28年9月30日)		
第10期	—	—
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)		
第11期中	—	(注2) 3,737口
(平成29年4月1日～平成29年9月30日)		
第11期	—	—
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)		
第12期中	—	—
(平成30年4月1日～平成30年9月30日)		
第12期	—	—
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)		
第13期中	—	(注2) 4,214口
(平成31年4月1日～令和1年9月30日)		
第13期	—	—
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)		
第14期中	—	—
(令和2年4月1日～令和2年9月30日)		
第14期	—	—
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)		
第15期中	—	(注2) 2,085口
(令和3年4月1日～令和3年9月30日)		
第15期	—	—
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)		
第16期中	—	—
(令和4年4月1日～令和4年9月30日)		

（注1）本匿名組合契約の解除は、契約期間中は本匿名組合契約又は商法の規定（商法第539条）による場合を除き、原則として認められていません。従いまして、本匿名組合契約上出資の払戻しを予定しておりません。なお、上記の買戻は、匿名組合員が破産したこと等により、本匿名組合契約に基づき合計516口の匿名組合契約が終了したことによるものです。

（注2）当ファンドの運用期間の満了により、本匿名組合契約に基づき合計47,093口の匿名組合契約が終了いたしました。

3【資産運用会社の概況】

（１）【資本金の額】

- ① 名称
- グローバルリンクアドバイザーズ株式会社
- ② 資本金の額
- 50百万円（本書提出日現在）
- ③ 事業の内容
1. 内外の有価証券に関する投資助言・代理業

2. 金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされる同項5号に掲げる権利の募集又は私募

3. 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金融商品取引法第2条第2項第5号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用

4. 有価証券その他、各種情報サービスの提供又は助言

5. インターネットを利用した通信販売業

6. 資産の管理及び運用に関するコンサルティング業務

7. 前各号に関連する市場調査、宣伝および広告業

8. 前各号に附帯し、または関連する一切の事業

（２）【運用体制】

営業者は、本匿名組合の投資基準に定める運用の方針等、その他投資情報提供会社であるVERAC COMPANY LIMITEDの提供する情報を参考に、当該の投資についての決定をし、又は当該投資に法令上株主総会決議が必要な場合は取締役の決定及び株主総会の決議による可否を決定します。

（３）【大株主の状況】

本書提出日現在、営業者の株主の状況は、以下のとおりです。

名称	住所	所有株式数（株）	比率（％）（注）
戸松 信博	東京都港区赤坂2丁目17番50	19,360	95.6%
浅野 穰	東京都港区高輪2-1-4	450	2.20%
斯波 要佑	大阪府八尾市相生町2-7-11	450	2.20%
合計		20,260	100.00%

（注）比率とは、発行済株式総数に対する所有株式数の比率をいいます。

（４）【役員の状況】

本書提出日現在、営業者の役員の主な略歴は、以下のとおりです。

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数
代表取締役	戸松 信博	1995年 エイベックス株式会社入社	19,360株
		2001年 グローバルリンクアドバイザーズ株式会社（旧社名：ユナイテッドワールドインベストメントジャパン株式会社入社	

取締役	浅野 穰	1991年 山一証券株式会社入社	450株
		1993年 八木ユーロ株式会社入社	
		1999年 ガーバン・インターキャピタル株式会社入社	
		2000年 リテラ・クレア証券株式会社入社	
		2003年 ユナイテッドワールド証券株式会社入社	
取締役	斯波 要佑	1990年 藍澤証券株式会社入社	450株
		1996年 株式会社三原産業入社	
		2002年 株式会社合人社計画研究所入社	
		2004年 グローバルリンクアドバイザーズ株式会社 （旧社名：ユナイテッドワールドインベストメントジャパン株式会社入社	

（５）【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

1. 内外の有価証券に関する投資助言・代理業
2. 金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされる同項5号に掲げる権利の募集又は私募
3. 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金融商品取引法第2条第2項第5号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用
4. 有価証券その他、各種情報サービスの提供又は助言
5. インターネットを利用した通信販売業
6. 資産の管理及び運用に関するコンサルティング業務
7. 前各号に関連する市場調査、宣伝および広告業
8. 前各号に附帯し、または関連する一切の事業

② 営業の概況

本書日付現在、営業者は、インターネットメール配信方式にて、国内外の有価証券情報提供サービスを主として営んでおります。また、概要以下の匿名組合方式によるファンドの営業者として、これを運用しております。

1. ファンド名：ベトナム株ノーロードファンド

- ・ 組合の設立日：組合の設立日：2007年3月1日
- ・ 純資産額（2022年3月31日現在）：354,543,407円、持分1単位当たり35,138円

2. ファンド名：ベトナム株ノーロードファンド3

- ・ 組合の設立日：2009年6月1日
- ・ 純資産額（2022年3月31日現在）：101,368,877円、持分1単位当たり444,600円

3. ファンド名：ベトナム株ノーロードファンド4

- ・ 組合の設立日：2010年1月4日
- ・ 純資産額（2022年3月31日現在）：52,476,161円、持分1単位当たり179,099円

4. ファンド名：中国株ノーロードファンド

- ・ 組合の設立日：2009年9月1日
- ・ 純資産額（2022年3月31日現在）：20,781,513円、持分1単位当たり100,881円

5. 相場サイクルマスターファンド

- ・ 組合の設立日：2018年7月2日
- ・ 純資産額（2022年3月31日現在）： 23,541,971円、持分1単位当たり11,318円

4 【その他の関係法人の概況】

(1) 【名称、資本の額及び事業の内容】

① 投資情報提供会社

同社の概要は以下の通りです。

- ・ 英語名：VERAC COMPANY LIMITED
- ・ 名称：CONG TY TNHH VERAC
- ・ 登記上の住所：85 Hoang Sa Street, Da Kao Ward, District 1, Ho chiminh city, Vietnam
- ・ 設立年月日：2020年7月6日
- ・ 資本金の額：500,000,000ベトナムドン：約230万円（2020年12月1日現在）
- ・ 事業の内容：
投資情報提供
ベトナム株式・経済情報サイト運営
ベトナムニュースサイト運営
ベトナム企業信用調査
医療保険代理店
- ・ 運用実績及び経営陣の略歴：
役職名 Director
氏名 伊藤 淳一
主要略歴
1998年 ベトナムへ渡る
2002年 ベトナムニュースサイト「VIETJOベトナムニュース」の前身となるニュースブログサイトを開設
2004年 Goat System Corp. (現：Viet Economic Research and Advisory Corp.)入社
2004年 ベトナムニュースサイト「VIETJOベトナムニュース」を開設
2005年 ベトナム株式情報サイト「ベトナム株・経済情報」を開設
2013年 ベトナム企業信用調査事業を開始
2014年 ベトナムにおける米リバティ保険代理店事業を開始
2020年 Viet Economic Research and Advisory Corp.の事業を引き継いだ VERAC COMPANY LIMITEDの Directorに就任
- ・ 投資実績
主に投資情報提供サービスを行っており、過去に株式の投資実績はありません。

② 現地取次証券会社

同社の概要は以下の通りです。

- ・ 名称：サイゴン証券株式会社（英語名：SAI GON SECURITIES INC.）
- ・ 所在地：72 Nguyen Hue ,Quan 1 ,Tp.HCM
- ・ 設立年月日：平成11 年12 月30 日
- ・ 資本金の額：3,537,949,420,000 VND (2014年05月12日 現在)
- ・ 事業の内容：証券業
- ・ 株主の状況：ベトナムANZ 銀行17.51%、大和証券グループ10.03%、グエンズイフン有限会社8.11% (2012年06月08日現在)

(2) 【関係業務の概要】

① 投資情報提供会社

VERAC COMPANY LIMITEDは、ベトナムでの情報基盤や情報分析力を有し、営業者に適時継続的な有価証券等に関する投資情報の提供を行います。

② 現地取次証券会社

サイゴン証券株式会社は、金融・保険業を主とし、ブローカー業務、自己売買業務、ポートフォリオ管理業務、引受・発行代理業務、投資コンサルタント業務、証券保管・預り業務などをおこなっております。

(3) 【資本関係】

資本関係はなく、本書の日付現在該当する事項はありません。

5【組合等の経理状況】

（i）中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

本匿名組合の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年3月30日大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

本匿名組合の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

（ii）監査証明について

本匿名組合は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の中間財務諸表について、西梅田合同会計事務所の中間監査を受けております。

（１）【中間連結貸借対照表】

(単位：円)

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和4年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,885,252	54,779,146
その他	-	136,532
流動資産合計	6,885,252	54,915,678
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	372,250,123	261,832,424
固定資産合計	372,250,123	261,832,424
資産合計	379,135,375	316,748,102
負債の部		
流動負債		
未払金	5,947,530	8,886,010
流動負債合計	5,947,530	8,886,010

負債合計	5,947,530	8,886,010
純資産の部		
匿名組合出資金	981,600,000	981,600,000
剰余金		
出資払戻しによる剰余金の増加	3,498,374,511	3,498,374,511
繰越剰余金	△2,239,438,835	△2,247,352,973
分配前中間（当期）純利益（▲純損失）	△7,914,138	19,626,393
利益剰余金合計	1,251,021,538	1,270,647,931
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	236,412,579	133,023,594
為替換算調整勘定	△2,095,846,272	△2,077,409,433
評価・換算差額等合計	△1,859,433,693	△1,944,385,839
純資産合計	373,187,845	307,862,092
負債・純資産合計	379,135,375	316,748,102

(2)【中間連結損益計算書】

(単位：円)

	前中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
営業収益		
投資収益	-	22,740,221
営業収益合計	-	22,740,221
営業費用		
投資損失	-	355,841
販売費及び一般管理費		
運営費・役員報酬	600,000	600,000
管理報酬及投資助言料	2,973,398	2,717,572
支払手数料	1,237,469	1,038,051
租税公課	22	3
販売費及び一般管理費	4,810,889	4,355,626
営業費用合計	4,810,889	4,711,467
営業利益又は営業損失（△）	△ 4,810,889	18,028,754
営業外収益		

受取利息	703	1,229
受取配当金	1,130,495	1,596,410
営業外収益合計	1,131,198	1,597,639
経常利益又は経常損失（△）	△ 3,679,691	19,626,393
中間純利益又は中間純損失（△）	△3,679,691	19,626,393

（３）【中間連結諸表作成のための基本となる重要な事項】

１ 連結の範囲に関する事項

匿名組合が出資するASIAVANTAGE GLOBAL #2 LIMITEDを連結しております。（連結の範囲から除いた会社はありません。）

連結子会社の数 １社

連結子会社の名称

ASIAVANTAGE GLOBAL #2 LIMITED

２ 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３ 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。

４ 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

５ 会計処理基準に関する事項

（１）重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

その他の有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

（２）繰延資産の処理方法

創立費 支出時に全額費用処理しております。

（３）重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債、並びに収益及び費用は、中間決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

（４）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和4年9月30日)
------------------------	--------------------------

（前連結貸借対照表関係） 発行する出資口数の総数 9,816口 発行済み出資口数 9,816口 （リース取引関係） 該当事項はありません。 （有価証券関係） 1. その他有価証券で時価のあるもの 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 362,208,512円 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 10,041,611円 2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 売却額 ー円 売却益の合計額 ー円 売却損の合計額 ー円 3. 時価評価されていない有価証券 （1）その他有価証券 非上場株式 ー円 （デリバティブ取引関係） 該当事項はありません。 （ストックオプション等関係） 該当事項はありません。	（中間連結貸借対照表関係） 発行する出資口数の総数 9,816口 発行済み出資口数 9,816口 （リース取引関係） 同左 （有価証券関係） 1. その他有価証券で時価のあるもの 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 244,916,576円 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 16,915,848円 2. 前連結会計年度中に売却したその他有価証券 売却額 47,594,414円 売却益の合計額 22,740,221円 売却損の合計額 355,841円 3. 時価評価されていない有価証券 （1）その他有価証券 非上場株式 ー円 （デリバティブ取引関係） 同左 （ストックオプション等関係） 同左
---	---

（1口当たり情報）

前連結会計期間 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）	当中間連結会計期間 （自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）
1口当たり純資産額 38,018円 1口当たり当期純利益金額 806円 潜在出資持分調整後1口当たり当期純利益金額については、1口当たり当期純損失であり、また潜在出資持分が存在しないため記載しておりません。	1口当たり純資産額 31,363円 1口当たり中間純利益金額 1,999円 潜在出資持分調整後1口当たり当中間純利益金額については、潜在出資持分が存在しないため記載しておりません。

（注）1口当たり分配前（中間）純利益（▲純損失）の算定上の基礎

項目	前連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
分配前（中間）純利益（▲純損失）（円）	▲7,914,138	19,626,393
普通出資者に帰属しない金額（円）	-円	-円
普通出資持分に係る分配前中間（当期）純利益（▲純損失）（円）	▲7,914,138	19,626,393
期中平均出資持分口数（口）	9,816口	9,816口

重要な後発事象

前連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
該当事項はありません。	同左

（４）【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前事業年度 (令和4年3月31日)	当中間会計期間 (令和4年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	-	-
流動資産合計	-	-
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	747,342,765	747,342,765
固定資産合計	747,342,765	747,342,765
資産合計	747,342,765	747,342,765
負債の部		
流動負債		
未払金	5,697,524	8,026,871
流動負債合計	5,697,524	8,026,871
負債合計	5,697,524	8,026,871

純資産の部

匿名組合出資金	981,600,000	981,600,000
剰余金		
出資払戻しによる剰余金の増加	3,498,374,511	3,498,374,511
繰越剰余金	△3,732,631,746	△3,738,329,270
分配前（中間）純利益（△純損失）	△5,697,524	△2,329,347
利益剰余金合計	△239,954,759	△242,284,106
純資産合計	741,645,241	739,315,894
負債・純資産合計	747,342,765	747,342,765

(5)【中間損益計算書】

(単位：円)

	前中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
営業費用		
販売費及び一般管理費		
支払報酬	-	-
支払手数料	-	-
営業者報酬	2,548,627	2,329,347
創立費	-	-
販売費及び一般管理費	2,548,627	2,329,347
営業費用合計	2,548,627	2,329,347
営業利益又は営業損失（△）	△2,548,627	△2,329,347
経常利益又は経常損失（△）	△2,548,627	△2,329,347
分配前中間（当期）純利益（△純損失）	△2,548,627	△2,329,347

（６）【重要な会計方針】

１．資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

 その他有価証券

 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

（重要な後発事象）

前会計期間 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）	当中間会計期間 （自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）
該当事項はありません。	同左

独立監査人の中間監査報告書

令和4年 12月27日

ベトナム株ノーロードファンド2 匿名組合
営業者 グローバルリンクアドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

西梅田合同会計事務所
公認会計士 繁田 善史 印
公認会計士 徳山 博 印

中間監査意見

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「組合等の経理状況」に掲げられているベトナム株ノーロードファンド2匿名組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。私たちは、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ベトナム株ノーロードファンド2匿名組合及び連結子会社の令和4年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私たちの責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入

手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年 12月27日

ベトナム株ノーロードファンド2 匿名組合
営業者 グローバルリンクアドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

西梅田合同会計事務所
公認会計士 繁田 善史 印
公認会計士 徳山 博 印

中間監査意見

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「組合等の経理状況」に掲げられているベトナム株ノーロードファンド2匿名組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私たちは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベトナム株ノーロードファンド2匿名組合の令和4年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私たちの責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。